

習志野市 消防団 だより

令和6年度版

No.27

習志野市制施行70周年記念 令和7年習志野市消防出初式

令和7年1月12日(日)に消防訓練棟及び市役所駐車場で、習志野市消防出初式が挙行されました。今年は、習志野市制施行70周年の冠事業として、千葉市消防ヘリの飛来や連携協定を結んでいるオービックシーガルズの参加など例年になく取り組みを行ったほか、昨年に引き続き市民の方とのふれあいコーナーを設け、消防車両の展示や子供用防火衣の着装体験なども行いました。その他にも職団員と消防車による行進や訓練棟を使った訓練披露、はしご車体験乗車を行い、1,000人を超える市民の皆様および来賓の方々にご来場いただきました。

飯田裕一消防団長は式典の訓示で昨年に発生した災害や阪神淡路大震災、首都直下型地震等に触れ、「本市消防団においても、今後の災害に備え、想定外を想定内とするためにあらゆる災害に対応できる訓練を積み重ねる努力が不可欠」と述べ、消防職団員及び協力隊が一致団結して災害に立ち向かう体制の構築を求めました。我々消防団はこの言葉を胸に、より一層市民の安全・安心のために努力していきます。



消防団夏季訓練

令和6年9月1日(日)、習志野市消防訓練センターにおいて消防団夏季訓練を実施しました。毎月行っている各分団での訓練とは別に、春・夏・秋と年3回、全分団での合同訓練を実施しております。今回の夏季訓練では、高温化での活動になれるための暑熱順化訓練と熱中症対策、さらにもし仲間が倒れてしまったらという、現場活動に直結する訓練を行いました。



消防団秋季総合訓練

令和6年11月24日(日)、習志野市消防訓練センターにおいて消防団秋季総合訓練を実施しました。今回の秋季総合訓練では、火災現場を想定したホース延長訓練を行いました。この訓練は、消防車が着いた場所から火災現場まで決まってしまう道ではないとの認識のもと、曲がりくねったコースをいかに「安全・確実・迅速」にホースを延ばすことができるかというのを、競技形式で実施しました。また、近年本市消防団の課題の一つである、平日昼間の火災に団員が集まらないという課題をクリアするため、各分団からランダムに活動隊員を選出し、分団の枠を超えた編成で訓練を行いました。今後もこのような実践的な訓練を行い、技術の向上に努めていきます。



消防団の力向上モデル事業

総務省消防庁から委託を受け、消防団の力向上モデル事業の一環として消防団1日体験会を実施しました。消防団員が減少する中、様々な体験を行うことで消防団に興味を持ってもらい入団促進につながることを目的としています。また、市内大学での説明会や、消防団協力事業所の説明等を行い、団員の増加、協力事業所の増加につなげることができました。今後も「自分たちのまちは自分たちで守る」という仲間を増やしていきたいと思います。



消防団員募集!!

あなたも消防団員として市民の安全、安心のため協力してみませんか？会社員、学生などさまざまな人たちが活躍しています。

どんな活動をするの？

消防団は様々な役割を担います。

◆災害時には

災害現場での消火活動をはじめ、地震や風水害といった大規模災害時の救助・救出、警戒巡視、避難誘導、災害防御など様々な現場で活躍しています。

◆平常時には

地域で実施される消火・防災訓練や応急手当の指導、祭礼や花火大会での火災予防警戒など、その他さまざまな地域活動に参加しています。

入団資格

- ・市内在住または在勤、在学の18歳以上60歳未満(男女不問)
- ・心身ともに健康で、身近な人を守りたい!!という熱意のある方であればOK!!

習志野市消防団

検索



習志野市消防団だより

NO.27 令和6年度版

「消防団協力事業所」を知っていますか？

消防団協力事業所って？

消防団の活動に積極的に協力している事業所その他の団体を消防長が認定する制度で、協力事業所には表示証を交付いたします。

認定された事業所等は・・・自社のホームページで公表することができ、市のホームページ等にも掲載・公表しますので、事業所が社会貢献していることについて、広く認められる事が期待されます！

認定要件は？

1. 従業員が消防団員として2名以上入団している事業所等であること。
2. 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等であること。
3. 災害時における資機材等の提供、消防団の訓練場の提供、消防団広報等の消防活動に協力している事業所等であること。
4. 前3号に掲げるもののほか、消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているものとして、消防長が特に優良と認める事業所等であること。

上記要件の内、1つでも該当していればOK！

令和6年度は5つの事業所が認定されました！！

令和6年度までの認定事業所数は20となります！



「習志野市学生消防団活動認証制度」を知っていますか？

どんな制度？

消防団活動を行っている学生（大学生、専門学生等）が一定の条件を満たした場合、市長から認証を受けられる制度です。

一定の条件って？

大学生等又は大学、大学院及び専修学校を卒業した日から3年以内のものであって、在学中に消防団員として1年以上活動があるもので、次のいずれかに該当するもの。

1. 任意の1年間に10回以上習志野市消防団条例第13条第1項に規定する職務に従事したもの。
2. 国又は地方公共団体が主催する消防操法に関する大会において入賞したもの。
3. 消防団長が行う表彰を受賞したもの。
4. 前3号に掲げるもののほか、消防団長が推薦に値すると認めるもの。

この認証を受けた学生は・・・自身の就職活動において自己PRなどに活用できます！！

企業としては・・・社会貢献実績のある人材や、団体行動、規律等を身に着けた人材を確保しやすくなります。また、消防団員経験者を採用することで、企業における災害対応能力の向上が期待できます。



詳しくは動画でチェック！

～自分たちのまちは自分たちで守る～ 習志野市消防団夏季訓練



QRコード

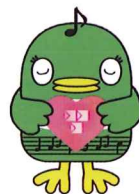
消防本部からのお知らせ

習志野市消防本部PR動画を作成しました！【#1】～【#4】

【#1】「N・F・D」 【#2】～消防士への決意～

【#3】～実現のその先へ～ 【#4】～継ががる憧憬～

習志野市 消防本部 PR 動画



消防団に関するお問合せ：消防本部消防総務課消防団係まで ☎047(452)1282